

環境緑地保護地区の指定区域の変更について

- 1 江別鉄道林環境緑地保護地区の指定区域の変更について
- 2 西の里環境緑地保護地区の指定区域の変更について

〈参考〉環境緑地保護地区等の制度の概要

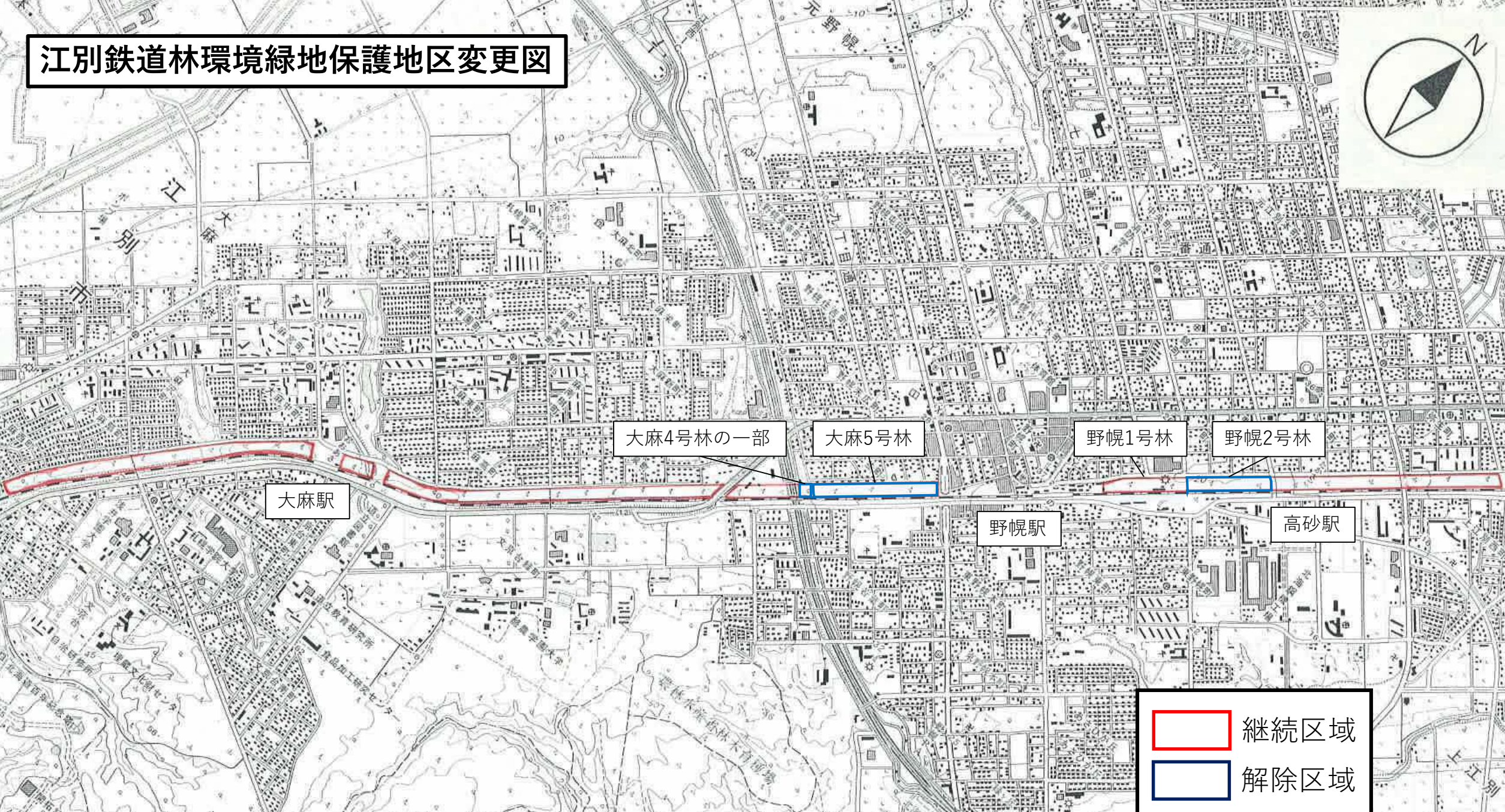
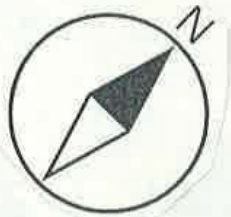
1 江別鉄道林環境緑地保護地区の指定区域の変更について



名称等	<p>○名称 江別鉄道林環境緑地保護地区</p> <p>○所在地 江別市鉄道林厚別林地3号他</p> <p>○指定年月日 昭和48年3月30日 北海道告示第846号</p> <p>○指定理由 市街地における環境緑地として、維持することが必要な樹林地の保護</p> <p>○指定面積 37.31ha</p> <p>○変更面積 -6.90ha</p>
変更地所有者	<p>北海道旅客鉄道株式会社</p> <p>代表取締役社長 島田 修</p>
概要	<p>大麻西町から弥生町に至る JR 沿線の大麻・江別鉄道防雪林で、樹種は、トウヒ、カラマツ、ヤチダモ等の人工林と一部、シナノキ、イタヤ、ナナカマド、ダケカンバ等の広葉樹からなる。</p> <p>この内、今回の一部指定解除部分は、JR 野幌駅の前後に位置し、住宅地と隣接している大麻4号林の一部と大麻5号林、野幌2号林である。</p>
変更理由	<p>該当地区は、環境緑地保護地区指定当時、鉄道防雪林としての防災機能を担っていたが、鉄道高架事業の完成により、防災機能が不要となり、また、台風による倒木被害の多発により、既に環境緑地保護地区としての指定要件が備わっていない状況となっている。</p> <p>江別市においては、沿線の自治会から、この地区に生息するカラスによる威嚇や糞による被害、キツネやアライグマ等の有害獣の出没、スズメバチの営巣、道路への落葉の堆積や枯れ木、倒木の枝による事故の懸念など、環境の悪化や安全性に対する改善要望が多数寄せられている。</p> <p>また、土地所有者において、鉄道林の維持管理が困難となっており、指定解除の強い意向がある。</p> <p>これらのことから、経済的事情及び住民の福祉の向上に配慮して、区域の変更はやむを得ないものとする。</p> <p>なお、江別市では、解除予定地の間にある野幌1号林を土地所有者から既に取り都市緑地として確保しており、本件の指定解除に伴う代替措置として、住民の生活環境保全上の観点から自然環境が保護されるものと判断する。</p>

変更区域内訳

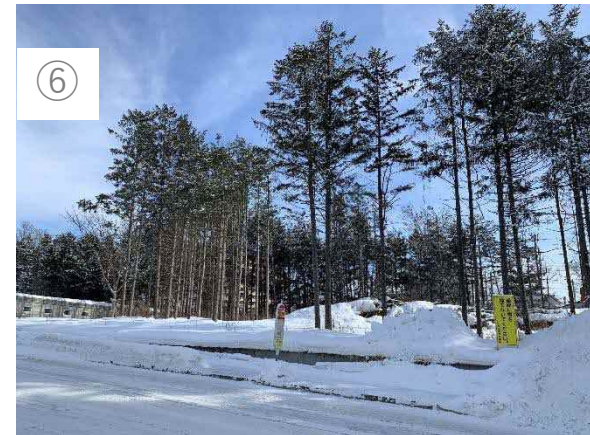
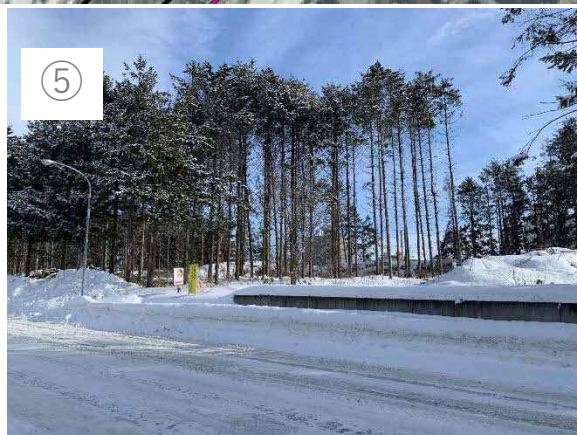
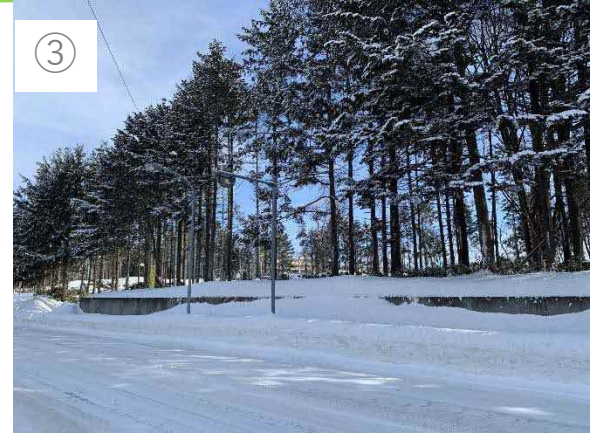
区域	変更面積
大麻4号林（一部）	0.41ha
大麻5号林	4.01ha
野幌2号林	2.48ha
合計	6.90ha

江別鉄道林環境緑地保護地区変更図



	継続区域
	解除区域

野幌2号林写真 2021.01.18撮影

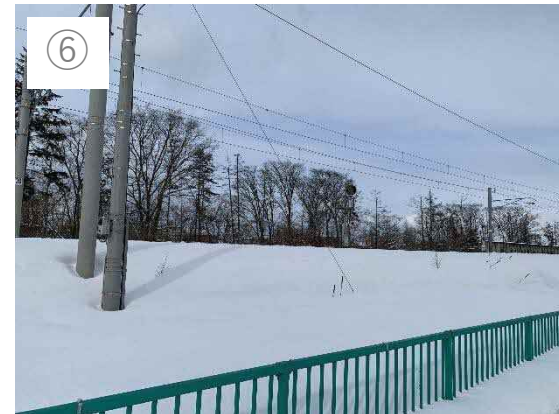


大麻 4・5号林写真

2021.01.18撮影



大麻4号林の一部



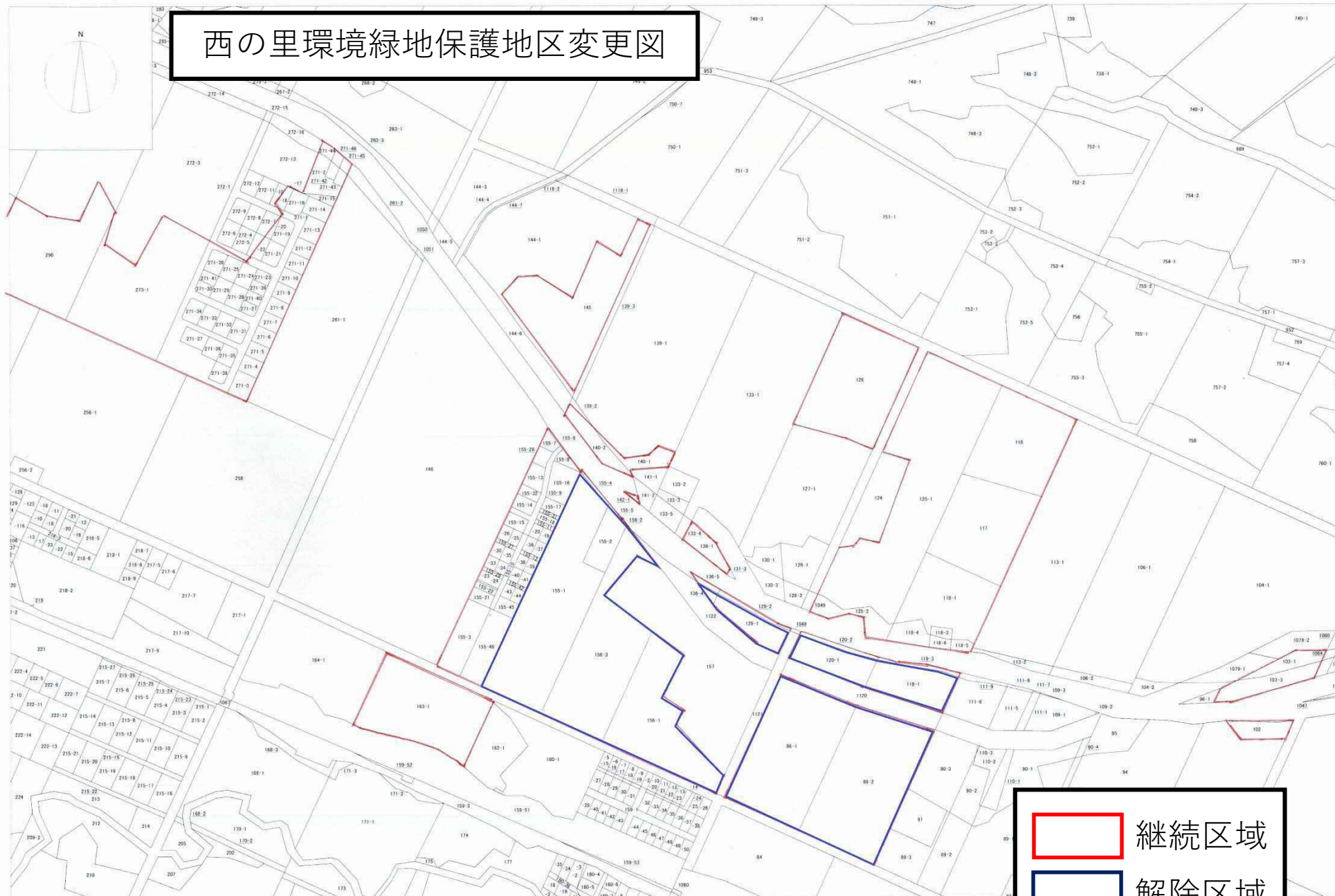
2 西の里環境緑地保護地区の指定区域の変更について



<p>名称等</p>	<p>○名称 西の里環境緑地保護地区 ○所在地 北広島市西の里 86 他 ○指定年月日 昭和 47 年 3 月 25 日 北海道告示第 856 号 ○指定理由 市街地周辺地及び道路沿地の環境緑地として維持することが必要な樹林地の保護 ○指定面積 24.54ha ○変更面積 -7.75ha</p>
<p>変更地 所有者</p>	<p>株式会社キタヒロ開発 代表取締役 田中 勝義</p>
<p>概要</p>	<p>北広島市西の里の国道 274 号線沿の両側に位置し、ミズナラ・ハンノキ・イタヤ等の天然広葉樹林と、一部カラマツ・トドマツ等の人工林からなる。 この内、今回の一部指定解除部分は、昭和 54 年から 60 年頃にかけて、圃場整備事業による水田の客土用として土砂の採取が行われ、既に樹木が生育していなかった土地を含めて、次々と周辺の土地も買い進めていった(株)キタヒロ開発の所有地であり、購入した平成 23 年から 25 年にかけて、幾度となく、北広島市に届出をしては、部分的な土砂の採取や樹木の伐採等の開発行為を繰り返し、その結果、樹林地が大幅に減少し、大部分が裸地又は草地となっている。</p>
<p>変更理由</p>	<p>昭和 47 年の指定当時、土地所有者である広島町(現在の北広島市)及び 8 個人からは指定の同意は取り付けているものの、その後 50 年近くが経過する間に土地の売買や贈与等に伴う合筆や分筆が細かく行われ、現在の所有者は、国、北広島市、民間 5 社及び 57 個人に分かれており、必ずしも全ての所有者が環境緑地保護地区に係る制度について理解・協力しているとは言えない状況となっている。 土地所有者の one である(株)キタヒロ開発は、該当地区一帯の自己所有地の有効活用を図るため、指定解除を強く要望している。 また、北海道自然環境等保全条例第 25 条に基づき、工作物の新築・改築や、土石の採取、木竹の伐採などの開発行為については、知事への届出が必要となるが、当該届出の受理及び上記開発行為の禁止等を命ずること(同条第 2 項)等の事務は、平成 12 年度からは市町村に権限を委譲しており、地域住民により身近な行政機関である市町村が開発行為の是非を判断することとなっている。 北広島市長からは、「現在の土地所有者が該当地区を購入した頃には、圃場整備事業により土砂の採取が行われ、現地には既に樹木が無い状況であり、土地所有者の指定解除の強い意向があり、区域の変更はやむを得ない」との趣旨の意見が提出されている。 また、特別天然記念物に指定されている野幌森林原始林に、昨年度、新たに隣接区域が追加指定され、市街地周辺の緑地は確保されている。 該当地区は、環境緑地としての資質を欠いており環境緑地としての維持・造成が困難であること、指定解除について土地所有者から長年にわたる強い要望があり北広島市も同意していること、近隣の野幌森林原始林が拡張され、環境緑地保護地区として指定が継続される緑地と併せ、地域住民の生活環境保全上の観点から自然環境が保護されるものと思料されることから、当該案件については、区域の変更はやむを得ないものと判断する。</p>

西の里環境緑地保護地区位置図



西の里環境緑地保護地区変更図



	継続区域
	解除区域

1 / 4000

昭和44年



令和2年

